

## 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：柏原市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.1 %
全職員	67.3 %

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	77.8 %
本庁課長相当職	97.3 %
本庁課長補佐相当職	104.0 %
本庁係長相当職	97.7 %

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.2 %
31～35年	84.7 %
26～30年	90.6 %
21～25年	89.2 %
16～20年	75.1 %
11～15年	88.2 %
6～10年	85.0 %
1～5年	77.2 %

#### 【説明欄】

・扶養手当については、男性職員に支給している場合が多く、全支給者のうち7割が男性である。  
 ・近年、女性職員の新規採用者が増加傾向にあり、勤続年数10年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6割となっていることから、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。  
 ・勤続年数別1～5年の差異については、府から管理職として出向している職員が含まれており、そのうち約8割が男性であるため、男性の平均給与を引き上げている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。